

## 建築基準法第43条第2項第2号許可取扱要領

[ 平成17年7月1日  
都市整備部長決裁 ]

### (目的)

第1 この要領は、申請者又は申請代理人に対して建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第2号による許可申請の際の円滑な処理と適正な法の運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領における用語の意義は、法および法施行令（昭和25年政令第338号）の例によるほか、次の定めるところによる。

- 一 事前協議 許可申請に先だって、あらかじめ当該計画の概要について市長と協議することをいう。
- 二 許可申請 建築をしようとする者が、法第43条第2項第2号の規定による許可の申請をすることをいう。
- 三 43条空地 当該敷地に接する前面道路が、法第42条に該当しない場合のこと、同条の道路に至るまで（経路が複数ある場合はそのすべて）の空地・通路をいう。
- 四 河川等 河川法の適用を受ける河川をいう。
- 五 包括同意基準 法第43条第2項第2号の規定により許可できるものについて、定型なものとして、あらかじめ秋田市建築審査会の承認を得た基準をいう。

### (留意点)

第3 法第43条第2項第2号による許可は、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、交通上、安全上、防火上および衛生上支障がなく、かつ、秋田市建築審査会の同意が得られたものに限り許可を受けることができるなど、あくまでも例外的に運用されるものである。

### (事前協議)

第4 事前協議をしようとする者は、別記第1号様式に定める事前協議書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ正副各1部提出するものとする。

2 本協議書の協議結果は、43条空地について判断し回答するものであり、

許可を意味するものではない。

(事前協議の有効期間)

第5 事前協議の有効期間は、事前協議書を市長が回答した日から起算して6ヵ月とする。

(許可申請)

第6 包括同意基準に係る許可申請をしようとする場合は、次に掲げるものを提出しなければならない。

許可申請書（正副各一部）	省令第43号様式
委任状（申請代理人がいる場合）	別記第2号様式
許可申請理由書	別記第3号様式
付近見取図	住宅地図等
配置図	敷地求積図含む
各階平面図	各求積図含む
立面図 2面以上	
通行承諾書	別記第4号の1様式または第4号の2様式
その他市長が必要と認めるもの 1)協議報告書（43条空地の幅員が4m未満のものに限る） 2)43条空地の現況図 3)同上の計画図および断面図 セットバック図 4)河川等占用許可書（写） 5)その他	別記第5号様式  河川等占用橋等を新設又は、増設する場合

2 包括同意基準によらず、法施行規則第10条の3第4項に適合する場合は、許可申請にあたり前項に掲げるものの写しを10部提出するものとする。

(法第42条第2項道路の特定への準用)

第7 事前協議書は、法第42条第2項道路の特定について準用する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行の際、現にあるこの要領による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。